

駐車監視員活動ガイドライン

令和7年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線（区間）	重点時間帯
県道牛久停車場線(けやき通り)(牛久駅東口～下柏田交差点)	7時～9時 17時～19時

◎ 重点路線

路 線（区間）	重点時間帯
市道花水木通り(柏田大橋東～みどり野団地郵便局側)	バス運行時間帯 7時～9時 17時～19時
県道土浦稻敷線・ふれあい通り(北大通り東側交差点～ふれあい通り全線)	

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
牛久駅周辺(田宮3丁目、中央3, 5丁目、栄町5丁目、牛久町の一部)	終 日

◎ 重点地域

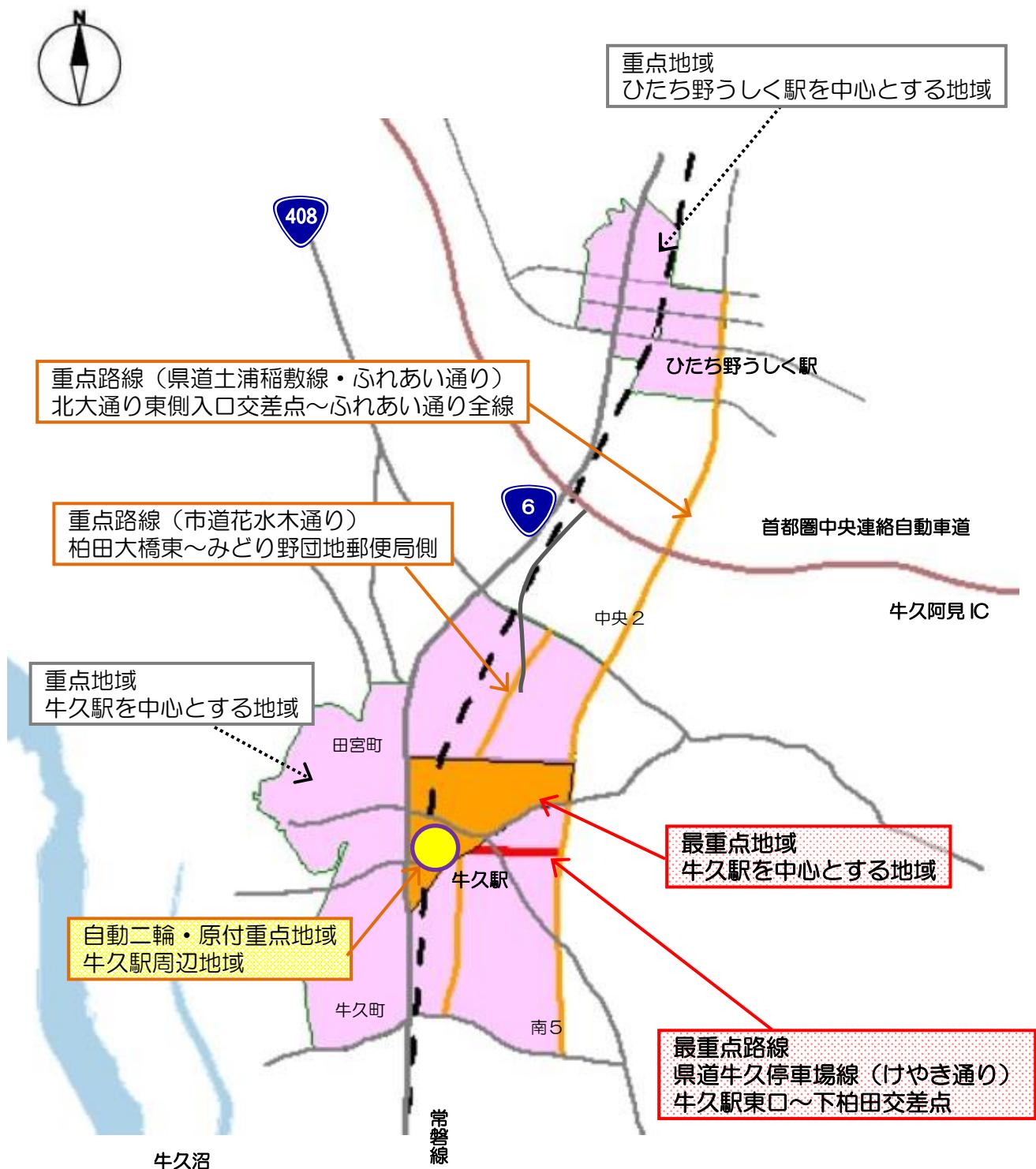
地 域	重点時間帯
ひたち野うしく駅を中心とするひたち野西2～4丁目の一部、ひたち野東1, 5丁目の一部及びその周辺地域	駅周辺終日 7時～9時 17時～19時
牛久駅を中心とする田宮2～3丁目、柏田町の一部、栄町1, 3, 5及び6丁目、中央4丁目、南1～5丁目、城中町の一部、牛久町の一部、田宮町の一部及びその周辺地域	

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重点時間帯
牛久駅周辺	終 日

茨城県牛久警察署

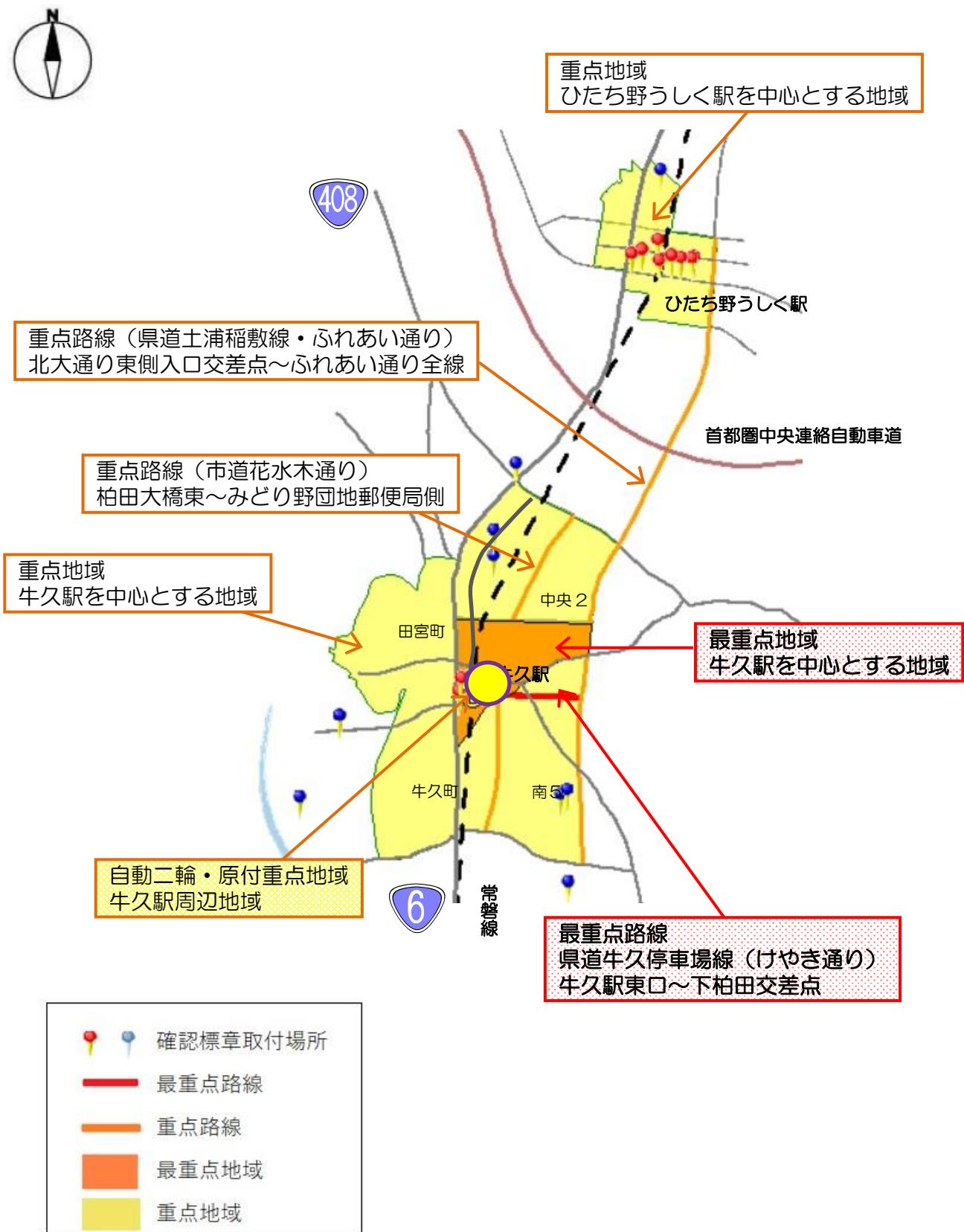
駐車監視員活動エリア地図



茨城県牛久警察署

駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和6年中、駐車監視員及び警察官等がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付状況を公表します。



茨城県牛久警察署